

〔研究ノート〕

「チーム学校」としてのあり方

小 林 由美子

名古屋学院大学スポーツ健康学部

要 旨

「チーム学校」における学校教育相談体制の強化・再構築の中核として機能するのが、教育相談係である。そのため教育相談係をチーム学校の定着役と推進役を担う学校の「核」として位置付けることが求められ、教育相談係を「教育相談教諭」や「教育相談主事」として、学校教育法等の改正をはかり、よりその役割を明確にし、法的整備を含めて強化すべきである。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家養成には、カウンセラーやソーシャルワーカー等の養成コースの中に学校教育に特化した養成コースが求められる。

キーワード：チーム学校、教育相談体制再構築、教育相談係、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

Running a school as a Team

Yumiko KOBAYASHI

Faculty of Health and Sports
Nagoya Gakuin University

発行日 2017年2月28日

1. はじめに

文部科学省（2015. 12. 21）は、これからの中学校が教育課程の改革を実現し、複雑化・多様化した課題を解決していくために、「チーム学校」という新しい学校組織のあり方や学校の組織文化に基づく業務のあり方などについて答申を行った。「チーム学校」とは、学校に多様な専門性を持つ職員の配置を進めながら、教員と多様な専門性を持つ職員が一つのチームとして、それぞれの専門性を生かして、連携、協働する学校組織のあり方である。筆者は、主に学校教育現場で相談活動を行っている教師(教育相談係)やスクールカウンセラー、学校心理士、特別支援教育士、スクールソーシャルワーカーとともに、「チーム学校」の実現に向けた課題や問

題について議論し考察した。

2. 「チーム学校」が求められる背景

文部科学省(文部科学省, 2014)は、我が国の教職員が置かれている現状を以下のように分析している。①教員以外の専門スタッフが諸外国と比べて少ない(教職員総数に占める教員の割合、日本 82%, アメリカ 56%, イギリス 51%)。②児童生徒の個別のニーズが多様化しており、教員に求められる役割が拡大している。③教員の 1 週間あたりの勤務時間は日本が最長(日本 53.9 時間、参加国平均 38.3 時間)である。これらの問題の解決策として、文部科学省(2015. 12. 21)は、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策」(図 1) や「チームとしての学校」像(図 2)として図に示した。

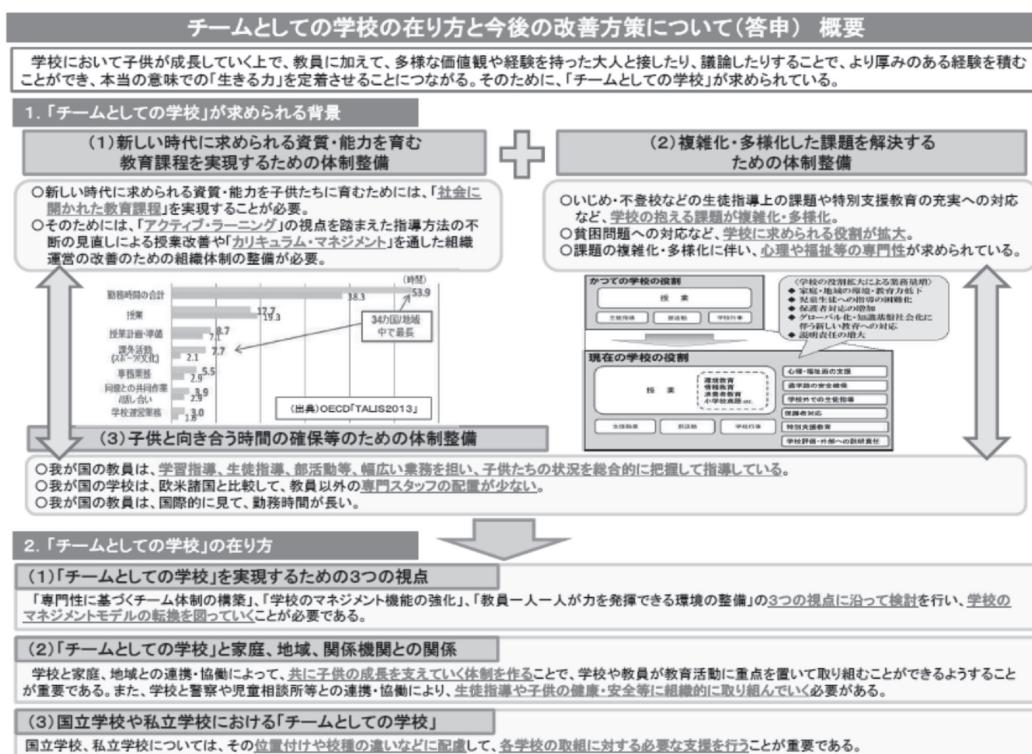
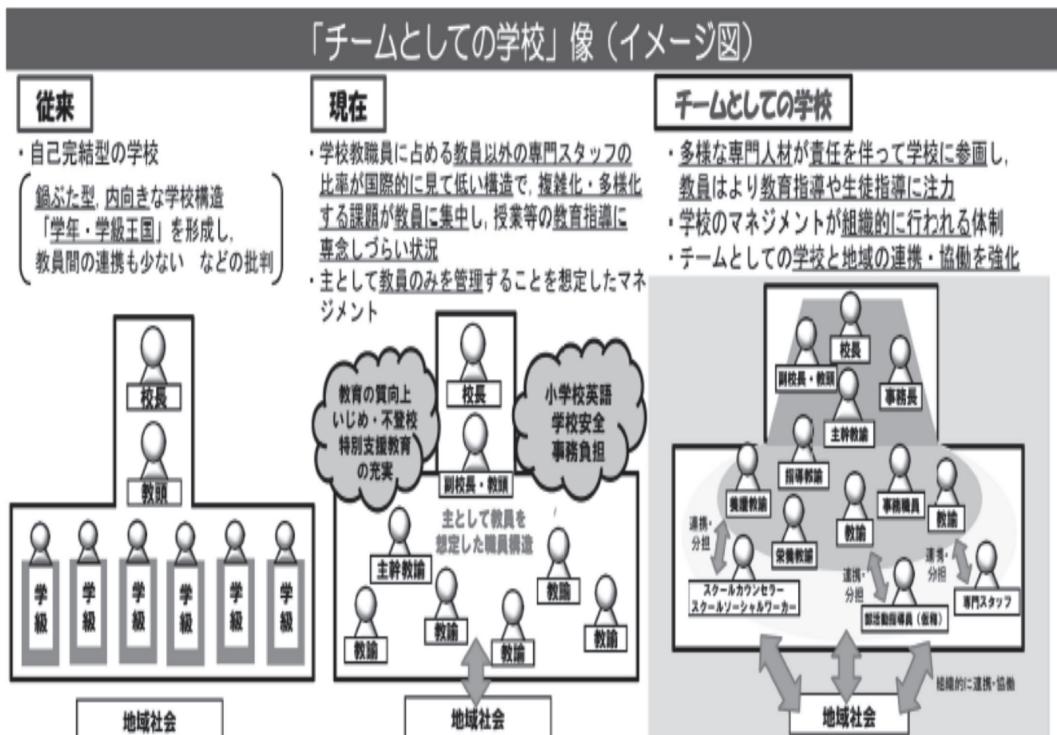


図 1 「チームとしての学校」の在り方と今後の改善方策 文部科学省作業部会事務局作成



(注)専門スタッフとして想定されるものについては、本答申の22ページを参照。また、地域社会の構成員として、保護者や地域住民等の学校関係者や、警察、消防、保健所、児童相談所等の関係機関、青少年団体、スポーツ団体、経済団体、福祉団体等の各種団体などが想定される。

図2 「チームとしての学校」像

文部科学省作業部会事務局作成

これらには、①新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程（学習指導要領の改訂）を実現するための体制整備、②学校が抱える複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備、③子どもと向き合う時間の確保等のための体制整備、を行って、学校教育現場のさまざまな問題の解決策を図ろうと、より専門性を持つスタッフ等を学校に配置することで、学校の教育力・組織力の向上を図り、学校の教職員の構造転換が示されている。そのために、校長のリーダーシップの下、教職員やさまざまな専門スタッフがチームとして適切に役割分担し、教員は授業など子どもへの指導に一層専念できる体制になるとしている。専門的スタッフとしては、心理

や福祉の主要な専門家スタッフであるスクールカウンセラー（以下、SCと略記）やスクールソーシャルワーカー（以下、SSWと略記）の配置拡充を考えている。そして、国は、①SCを学校等において必要とされる標準的な職として、職務内容等を法令上、明確化することを検討する。②教育委員会や学校の要望等も踏まえ、日常的に相談できるよう、配置の拡充・資質の確保を検討する。③将来的には学校教育法等において正規職員として規定するとともに、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）において教職員定数として算定し、国庫負担の対象とする、これらの検討を始めている。

3. 教育相談体制の強化・再構築

3.1 教育相談体制の組織化

学校内の組織の状況として、中村・相馬(2007)は、全国の学校教育相談担当者に調査をしている。教育相談係(部)が校務分掌に位置付けられているのは8割程度で、他方、組織的位置付けがされていないのは2割程度であった。高等学校における位置付けが7割程度とやや低いことが分かる。また、校務分掌の位置づけは、「生徒指導部に属している」(34.8%)、「独立している」(49.2%)、「保健部に属している」(11.2%)、「進路指導部に属している」(4.5%)であった。教育相談係(部)が独立しているのは小学校(59%)、中学校(60%)で、高等学校(25%)と低くなっている。

さらに、会議の開催の程度に関して、「月に1回程度」(16.4%)、「必要に応じて」(27.8%)、「学期に1回程度」(14.7%)、「特に決まっていない」(25.8%)、「毎週1回」(15.3%)となっていた。小学校では「必要に応じて」が35%、中学校では「学期に1回」が34%、高等学校では「決まっていない」が34%と、定例としての会議よりも「学期に1回」や「必要に応じて」、「特に決まっていない」という割合が高い傾向を示している。数年前の数字だが、現状はほぼ変わっていないと思われる。

ある公立中学校の教育相談担当主任は、①学校の中での問題事例を検討するとき、生徒指導主事(校内外のコーディネーター)は必ずどの事例の会議にも参加するが、教育相談主任の参加はあいまいで、学校全体の問題が十分把握しにくい状況になっている。②生徒指導主事には非常勤講師が配当され、校内での生徒指導活動がしやすく配慮されているが、教育相談主任にはそうした配当や配慮はない。担任業務と所属

学年の問題事例の把握までが精一杯で、学校全体の事例の把握や対応は難しい。十分活動しても時間の確保や学校での公務分掌上での位置付けがあいまいで、学校全体としての教育相談活動に至らない悩みがあるという。このような悩みは多くの教育相談担当者が抱えてきた悩みである。これまで教育相談体制が必要とされながら体制の活性化や強化が思うように進まなかつた背景がうかがえる。

また、ある市の約120校の中学校におけるコーディネーター役(常勤のSCやSSW等で構成する支援チームに対するコーディネーター)は、生徒指導主事が80%、教育相談担当者等が20%弱であったという。こうした状況も、これまでの生徒指導体制中心の学校教育現場の実態を示していると言える。

学校教育法施行規則(第52条の2など)では、指導教諭・教諭をもってあてる職(充て職)があり、それは教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事などがある。生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整および指導、助言にあたる職であるとしている。これは生徒指導主事が学校の中で他の教師たちに指導・助言をする役割を校長から認められているということである。さらに、その活動のために担任をしていれば副担任が配置されていたり、非常勤講師が配当されたりしているのである。

一方、教育相談主任にはそうした配置・配当はなく、担任としての業務を行いながら学年・学校全体の問題事例の把握を課せられているのが実態である。教育相談主任が一人で、教育相談業務をすすめるには、仕事の量が多くすぎて結果的に何もできずに終わってしまう場合が多い。

「チーム学校」としてのあり方

計画的な教育相談活動の第一歩は組織化からはじまる。組織として校務分掌に位置づけ、独立性を高め、最低限でも月に1～2回程度の会議が望ましい。チーム学校を進めていくための「司令塔」としての役割が教育相談係である。教育相談を組織化することにより、相談室の管理・運営、相談活動、連携、日々の授業に生かすことができる（相馬, 2016）。教育相談体制が確固たる体制を築くには、教育相談を校内にどのように作るかにかかっている。

3.2 教育相談係

生徒指導提要(2010)によると、教育相談係が担う役割として、①学級担任へのサポート、②校内への情報提供、③校内外の関係機関との連絡調整、④危機介入のコーディネート、⑤教育相談に関する校内研修の企画運営、⑥教育相談に関する調査研究の推進、の6点にまとめられている。このようなことは、相馬(2016)も指摘するように、今後、チーム学校の定着役と推進役を担う教育相談係は重要であり、まさに教育相談係を学校の「核」として位置付けることが求められているといえるのである。

学校臨床心理士の全国研修会（2016.8.7）において文部科学省初等中等教育局児童生徒課長の坪田氏は、「SCやSSWは、学校改革・構造改革のチェンジ・エイジェント、改革推進者の役割を担っている」と述べたが、彼らと連携・協働する学校内の改革推進役は教育相談係である。

しかし、教師研修等で教育相談に関する研修が盛んにおこなわれながら、その力量を身に付けた教師が学校現場に戻ると、その力量を十分発揮できない組織体制の問題がある。こうした状況の改善のために教育相談係の位置づけと役

割を明確にする必要がある。繰り返しになるが、生徒指導主事のように「教育相談主事」や「教育相談教諭」として、学校教育法等の改正をはかり、その役割、活動を保障し、生徒指導体制と教育相談体制が対等の二本柱となるような学校体制の構築が必要であろう。

3.3 SCの要請、SCの内部性と外部性のバランス

教師経験のある非常勤SCは、SCとしての心理の専門家としての外部性と学校の教職員としての内部性のバランスの難しさを指摘する。伊藤（2008）も、SCには外部性と内部性が求められ、教師とは異なる立場と専門性を有しつつ、学校内の人間として‘身内になる’というバランスの取れた力量が必要になるとしている。このようなバランスは、カウンセラーとしての専門性に加えて学校教育活動の状況を踏まえた専門性の発揮が必要なのである。学校教育現場は相談機関等のように支援関係が明確で、限定された場面で行う面接とは異なり、児童生徒や教師、保護者等の介在する生の生活体験の中で支援関係を維持していくなければならない。つまり、相談機関では面接室での二者関係が中心であるのに対して、学校での支援関係は面接室の中での二者関係もあるが、面接室以外の学校のあらゆる生活場面、集団の中での個別支援や集団支援をしなくてはならない。つまりSCは学校のさまざまな場面で、SCとしての役割とかかわり方を常に自己吟味し、教師とともに適切な支援関係、支援方法を場面によって決定していくなければならない。そのためSCになるためには、学校教育や学校文化、教師文化を理解し、その上で心理の専門家としての専門性の発揮を求められる。病院や相談機関等で求めら

れる専門性より複雑で難解である。さまざまな社会体験も必要となろう。カウンセラー養成課程のカリキュラムに学校教育に関する知識・理解や教育現場体験等も組み込んだSC専門の養成コースが必要である。こうした養成コースは、まだまだ少なく、文部科学省が示しているSC要請ニーズにSC養成が十分対応できるのか懸念される。

3.4 SSWの要請

文部科学省(2014)によれば、SSWは、子どもと子どもを取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の橋渡し等により、子どもらの悩みや抱えている問題を解決に向けて支援する専門家のことである。児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など児童生徒の置かれている環境の問題がある。その環境の問題は複雑に絡み合い、特に学校だけでは問題の解決が困難なケースも多く、積極的に関係機関と連携した対応が求められている。平成20年度からは、国の調査研究事業として「SSW活用事業」が開始された。平成28年度では、4,047人が予算化されている。スクールソーシャルワーカー活用事業においては、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有する活動経験の実績のある者を任用することを目指しているが、社会福祉士や精神保健福祉士等の地域的な片寄りや自治体の財政事情により、専門家を配置していない自治体も多くある。

ある中学校で常勤職として働くSSWは、「チーム学校」の一員として働くために「スクール」の付くソーシャルワーカーとして、学校との協働を強く意識した活動が求められ、これまでの

福祉関係のフィールドとは大きく異なることを強く認識する必要がある、と実感を込めて語る。ケースにかかわり、問題を急いで解決したいという衝動をコントロールし、教師とともに問題を解決しようとするプロセスを重視しなければならない、まさに協働である。そのために学校組織、学校運営、教師文化等を理解し、教師のニーズを把握する知識とスキルの必要性を実感している。このような状況は、SCの歩んできたプロセスと同様である。SSWもそれに特化した養成コースが必要で、学校教育や学校文化、教師文化を理解し、教育現場で活動できる福祉の専門家としてのSSWを養成しなければならない。そこには学校現場での実習体験もカリキュラムに組むことが必要であろう。このような養成も相当の時間や期間がかかるであろう。

3.5 教師と学習指導要領の全面改訂

「チームとしての学校」構想は、①新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程（学習指導要領の改訂）を実現する、②多様な学校教育問題への対応、③子どもと向き合う時間の確保等、個々の教師が教育活動に取り組むのではなく、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げ、必要な指導体制を整備するものである。

しかし、現在、教師の年齢構成（文部科学省、2013）は、経験豊かな教職員の大量退職と、それに伴う若手教職員の採用の増加で、優れた人材の確保とベテラン教職員の経験や知識、技能を若手教職員や中堅教職員へ継承していくための方策を講じなければならない状況である。つまり極端に数が少ない40代と30代後半の中堅層、増えている30代前半から20代の若手層という「ひょうたん型」のアンバランスな構成で、

「チーム学校」としてのあり方

若手を指導できる教師が少ないのである。こうした状況の中で、学習指導要領の全面改訂が目前に迫ってきてている。小学校は平成32年度、中学校は平成33年度、高等学校は平成34年度である。教育現場の教師は指導法や教材研究のために相当な時間を取られる。しかも若い教師を指導できる中堅教師が少ないのである。教育現場の大混乱が予想される中で、専門家等の導入で連携・協働のための多くの時間が必要とされるのである。教師の教育活動の確保のための専門家スタッフの導入が、教師の多忙を加速させはしないかと懸念される。

しかし、チーム学校は、子どもたちのよりよい成長のために成功させなければならない。行政の支援を背景に強い管理職のマネジメント力やリーダーシップのもと教師や専門家等とのよりよい連携・協働体制を構築したいものである。

以上、教育相談体制の再構築を目指した「チーム学校」のあり方における課題や問題について考察した。

参考文献

- 伊藤美奈子(2008)スクールカウンセラーの専門性と課題 月刊生徒指導 2008年10月号 pp.22-25.
- 相馬誠一(2016)「チーム学校と教育相談教諭」日本学校教育相談学会 7月
- 坪田知広(2016) 学校臨床心理士の全国研修会 (2016.8.7)
- 中村豊・相馬誠一(2006)「学会員の現状と意識調査(要約)」学校教育相談研究 16号
- 文部科学省(2010) 生徒指導提要
- 文部科学省(2013)「学校教員統計調査」
- 文部科学省(2015) チームとしての学校の在り方

と今後の改善策について(答申)(中教審18号)平成27年12月21日 中央教育審議会
文部科学省(2016)中央教育審議会教育課程部会
平成28年8月26日